

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011函第11号	
事故等種類	運航不能（主機調速機損傷）	
発生日時	平成23年1月25日 19時30分ごろ	
発生場所	北海道利尻町 仙法志埼灯台から真方位217° 32.2海里付近 （概位 北緯44° 40′ 東経140° 47′）	
事故等調査の経過	平成23年4月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第七十八 ^{かいうん} 開運丸、160トン	
船舶番号、船舶所有者等	132868、丸本水産株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）（機関限定）	
死傷者等	なし	
損傷	主機調速機駆動軸損傷等	
事故等の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか14人が乗り組み、北海道利尻島南方海域で魚群探索中、平成23年1月25日19時30分ごろ、主機回転数が急激に上昇して過回転となったため、主機を緊急停止した。</p> <p>本船は、主機調速機が損傷して復旧不能のため、僚船に救助を求め、えい航されて小樽港に帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風力 4、風向 北東</p> <p>海象：不明</p>	
その他の事項	<p>本インシデント後の修理時、主機調速機は、縦軸の駆動傘歯車の回転を調速機本体に伝える駆動軸継ぎ手部のセットビス（テーパーピン、φ6）が摩耗して折損し、また、同駆動軸（35C 鋼材、セレーション部に熱処理加工）が折損していることが確認された。なお、同軸周辺へのスラッジの付着やベアリングの摩耗等の異常は生じていなかった。</p> <p>機関長は、機関を始動するごとに調速機を点検していたが、異音や振動は生じていなかった。また、調速機は平成22年8月に開放点検されていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、北海道利尻島南方海域で魚群探索中、主機調速機に損傷が生じたことから、主機が運転できなくなって運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機調速機は、駆動軸継ぎ手部のセットビスに摩耗が生じて折損したことから、駆動軸が振れ回り、同軸も折損したものと考えられるが、同セットビスが摩耗した状況については、明らかにすることはできなかった。</p>

原因	本インシデントは、本船が、北海道利尻島南方海域で魚群探索中、主機の調速機が損傷したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
----	---